

株主各位

(証券コード 7211)
平成28年11月29日

東京都港区芝五丁目33番8号

三菱自動車工業株式会社

取締役会長兼取締役社長 益子 修

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、「議決権行使のご案内」（3、4ページ）に記載のとおり、書面又はインターネットによって議決権を行使することができます。後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、平成28年12月13日（火曜日）午後5時45分までに到着するように議決権行使書をご送付いただくか、同日時までに議決権行使サイトにご入力いただくことにより、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。 敬具

記

1 日 時	平成28年12月14日（水曜日）午前10時									
2 場 所	千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目1番 幕張メッセ 幕張イベントホール <u>（本株主総会におきましては、収容人数を考慮し、当該会場といたしております。昨年まで開催しておりました品川プリンスホテルではございませんので、ご来場の際は、末尾の会場ご案内略図をご参照いただき、お間違えのないようご注意願います。）</u>									
3 目的事項	<table><tr><td>決議事項</td><td>第1号議案</td><td>定款一部変更の件</td></tr><tr><td></td><td>第2号議案</td><td>取締役11名選任の件</td></tr><tr><td></td><td>第3号議案</td><td>取締役の報酬額改定及び取締役に対する株式等 関連報酬額設定の件</td></tr></table>	決議事項	第1号議案	定款一部変更の件		第2号議案	取締役11名選任の件		第3号議案	取締役の報酬額改定及び取締役に対する株式等 関連報酬額設定の件
決議事項	第1号議案	定款一部変更の件								
	第2号議案	取締役11名選任の件								
	第3号議案	取締役の報酬額改定及び取締役に対する株式等 関連報酬額設定の件								
4 議決権行使のご案内	3、4ページに記載の「議決権行使のご案内」をご参照ください。									

以 上

<お願い>

- ◎本年の定時株主総会から、株主総会ご出席の株主様へのお土産の配布を取り止めさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として権利行使を委任のうえ、代理権を証明する書面をご提出ください。

<お知らせ>

- ◎株主総会参考書類の記載事項に、修正をすべき事情が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイトに掲載いたします。
(<http://www.mitsubishi-motors.com/jp/investors/event/meeting.html>)

<インターネット中継>

- ◎株主総会の模様はインターネットでライブ中継いたします。以下の当社ウェブサイトアクセスしてご視聴ください。
(<http://www.mitsubishi-motors.com/jp/>)
公開日時：平成28年12月14日（水曜日）午前10時から
※ライブ中継は、株主様からの質疑応答の直前までとなります。
※ご使用の機器やネットワーク環境によってはご視聴いただけない場合がございます。
※会場後方からの撮影といたしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございますので、ご了承ください。

<インターネット中継終了後のご視聴について>

- ◎株主総会の模様を録画映像にてご覧いただけます。以下の当社ウェブサイトアクセスしてご視聴ください。
(<http://www.mitsubishi-motors.com/jp/>)
公開期間：平成28年12月14日（水曜日）から約1か月

議決権行使のご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

日時 平成28年12月14日(水曜日) 午前10時

場所 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目1番
幕張メッセ 幕張イベントホール

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するよう切手を貼らずにご投函ください。

各議案について賛否の表示がない議決権行使書が提出された場合は、賛成の意思の表示があったものとして取り扱います。

行使期限 平成28年12月13日(火曜日) 午後5時45分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 平成28年12月13日(火曜日) 午後5時45分まで

インターネットによる議決権の行使

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご確認のうえ、行使していただきますよう、お願い申し上げます。

(1) 議決権行使サイトについて

①インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがい、当該サイトをご利用ください。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。)



議決権行使サイト

②インターネットのご利用環境、ご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトをご利用できない場合があります。

③議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) のご不明な点は、以下ヘルプデスクにお問い合わせください。

(2) インターネットによる議決権行使方法について

①議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

②株主様以外の方による不正アクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになります。

(3) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

パソコン、スマートフォン又は携帯電話による議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信料等は株主様のご負担となります。

同一の議案につき、重複して議決権を行使した場合の取扱い

(1) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使した場合は、インターネットによる議決権行使を有効とします。

(2) 上記(1)の場合を除き、重複して議決権を行使した場合は、最後に行われた議決権行使を有効とします。

<機関投資家の皆様へ>

株式会社「ICJ」が運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（通話料無料）
受付時間 9：00～21：00

【臨時株主総会】 株主総会参考書類

各議案の上程に至る経緯

当社は、平成28年5月に日産自動車株式会社（以下「日産自動車」といいます。）との間で資本業務提携に関する戦略提携契約を締結し、日産自動車が当社の発行済み株式の34%を取得することを発表しました。平成28年6月24日開催の当社定時株主総会では、日産自動車に対する新株式発行が行われた場合には、その後に開催される臨時株主総会において、改めて、日産自動車との資本業務提携を踏まえた取締役体制を含む役員体制をご提案することを前提として、各取締役の任期を、次の株主総会までとする取締役選任議案を提案し、ご承認いただいております。

当社は、資本業務提携発表以降、日産自動車による当社株式の取得に向けた準備を進めてまいりましたが、平成28年10月20日に払込が完了し、日産自動車が当社の発行済み株式の34%を取得するに至っております。

そもそも当社が日産自動車と資本業務提携をするに至った背景は以下のとおりであります。

グローバルにおける自動車産業は、成熟国地域では燃費と排気ガス浄化の両立、高度なIT技術を要する予防安全技術の高度化や自動運転技術の深化、コネクティッド・カーのような付加価値に関わる性能の向上が求められており、今後、さらなる開発競争が予想されます。当社においても、環境規制を満たすための内燃機関（ICE）車の研究開発や、電気自動車・ハイブリッド車・プラグインハイブリッド車の商品力強化に向けた研究開発費及び設備投資の増加が見込まれます。

また、これらの領域では、大規模な自動車部品・電機メーカーから高付加価値な部品を購入するために、これまで以上に長い開発期間と大規模購入が必要となります。そのため、当社の事業規模においてこのような領域における競争力を確保することは、今後、困難となる可能性があります。

このような研究開発の高度化、長期化、開発競争の激化といった大きな経営環境の変化の中で、当社は、大規模企業を中心としたより大きなグループに入り、中長期戦略を共有することにより、商品・技術開発領域の一体運用を行うとともに、開発資源を有効活用し、商品力の強化と高付加価値部品を中心とした部品の購買の効率性強化を図る必要があります。この戦略を追求するに当たり、当社は、日産自動車と提携し、ルノー・日産アライアンスの一員となることが最良であると判断いたしました。

日産自動車は、平成10年からのルノー社との提携を通じた商品競争力の強化、大幅なコスト低減、安定した収益確保などにより、飛躍的な成長を遂げています。日産自動車の平成27年度連結売上高は約12兆円、経常利益は約8,622億円と、当社の連結売上高及び経常利益の5倍を超える規模となっています。平成28年2月16日付日本経済新聞記事によれば、ルノー・日産自動車連合の自動車世界販売台数は852万台であり、自動車業界において世界4位のグループです。

当社では、平成15年の小型商用車のOEM供給を合意して以降、日産自動車に対して、軽自動車及び小型商用車を供給するなど、日産自動車との協力関係を強化してまいりました。当社と日産自動車が中長期にわたる建設的な提携関係を構築し、当社がルノー・日産アライアンスの一員となることで、商品・技術開発領域の一体運用を通じた、開発資源の有効活用、商品力の強化、高付加価値部品を中心とした部品の購買の効率性強化を図ってまいります。

日産自動車との提携を成功に導く上で、当社の経営陣を見直す必要があることから、本臨時株主総会においては新取締役体制についての提案をさせていただきます。あわせて、いっそうの結果責任を問うマネジメント体制を整えることで、企業風土改革、技術開発・商品力強化、コスト低減、マーケティング機能の強化を図ってまいります。具体的には、経営力強化のために、社外・グループ外の人材、あるいはIT業界など異業種から人材を招く必要があり、これらを実現するための役員報酬制度への見直しを提案させていただきます。

当社は、本臨時株主総会を踏まえて、日産自動車との業務・資本提携をより強固なものとし成果を挙げ、一日でも早く株主の皆様のご期待に応えるべく、まい進してまいります。

以 上

1. 提案の理由

当社現行定款について、次の理由から所要の変更を行うものであります。

(1) 取締役定員の減員に伴う変更

当社は監督と執行を分離し、取締役の監督者としての位置づけを明確にするため、「CEO」を執行役員の最上位とする執行役員制度を導入しております。これに伴い、取締役の員数を適正規模にすべく、40名以内から15名以内に減員します(変更案第18条)。

(2) 取締役会招集者及び決議方法の変更

取締役会長に欠員又は支障あるときの招集者を代表取締役以外の取締役へ拡大します(変更案第22条第1項)。また、決議方法を会社法の文言に対してより整合的になるように変更します(変更案第23条)。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。


(下線部分は変更箇所となります。)


現行定款	変更案
第1条～第16条 (条文省略)	第1条～第16条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
第17条 (条文省略)	第17条 (現行どおり)
(取締役の定員)	(取締役の定員)
第18条 本会社の取締役は <u>40</u> 名以内とする。	第18条 本会社の取締役は <u>15</u> 名以内とする。
第19条～第21条 (条文省略)	第19条～第21条 (現行どおり)
(取締役会の招集)	(取締役会の招集)
第22条	第22条
(1) 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集してその議長となる。取締役会長が欠員又は支障あるときは取締役社長若しくは他の代表取締役がこれに代わる。	(1) 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集してその議長となる。取締役会長が欠員又は支障あるときは取締役社長若しくは他の取締役がこれに代わる。
(2) (条文省略)	(2) (現行どおり)
(取締役会の決議方法)	(取締役会の決議方法)
第23条 取締役会の議事は取締役の過半数出席し、その過半数により決する。	第23条 取締役会の議事は、 <u>議決に加わることができる</u> 取締役の過半数が出席し、その過半数により決する。
第24条～第45条 (条文省略)	第24条～第45条 (現行どおり)


第2号議案


取締役11名選任の件


現在の取締役10名は、平成28年6月24日開催の定時株主総会決議に基づき、本株主総会終結の時をもって全員が任期満了となりますので、これに伴い取締役11名の選任をお願いいたしたく、その候補者は次のとおりであります。


候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職状況	所有株式数
1	 <p>カルロス ゴーン (昭和29年3月9日生)</p> <p>新任</p>	<p>平成8年10月 ルノー入社 平成8年12月 同社上席副社長 平成11年6月 日産自動車株式会社 取締役、最高執行責任者 平成12年6月 同社取締役社長、最高執行責任者 平成13年6月 同社取締役社長、最高経営責任者 平成15年6月 同社取締役共同会長兼社長、最高経営責任者 平成17年4月 ルノー取締役社長兼最高経営責任者 ルノー・日産会社取締役社長兼会長 (現在に至る) 平成20年6月 日産自動車株式会社 取締役会長兼社長、最高経営責任者 (現在に至る) 平成21年5月 ルノー取締役会長兼社長兼最高経営責任者 (現在に至る)</p> <p><重要な兼職状況> 日産自動車株式会社 取締役会長兼社長、最高経営責任者 ルノー取締役会長兼社長兼最高経営責任者 ルノー・日産会社取締役会長兼社長</p>	-株
<p>【選任理由】 自動車事業における豊富な識見及び経験を有しており、当社の経営に活かすことが期待できるため、取締役候補者となりました。</p>			


候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職状況	所有株式数
2	 <p>益子 修 (昭和24年2月19日生)</p> <p>再任</p>	<p>昭和47年4月 三菱商事株式会社入社 平成15年4月 同社執行役員、自動車事業本部長 平成16年6月 当社常務取締役 海外事業統括部門担当 平成17年1月 当社取締役社長 企業倫理担当役員 平成19年10月 当社取締役社長 平成26年6月 当社取締役会長 兼 CEO 平成28年6月 当社取締役会長 兼 取締役社長 CEO (現在に至る)</p>	17,573株
<p>【選任理由】 長年にわたり当社経営を担ってきた実績があり、また、経営全般における豊富な識見や業務経験を有していることから、当社重要事項の決定及び経営執行に重要な役割を果たすことが期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。</p>			


候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職状況	所有株式数
3	 やま した みつ ひこ 山下 光彦 (昭和28年4月17日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	昭和54年 4月 日産自動車株式会社入社 平成16年 4月 同社常務(執行役員) 研究・開発担当 平成17年 4月 同社副社長(執行役員) 研究・開発担当 平成17年 6月 同社取締役、副社長(執行役員) 平成26年 4月 同社取締役 平成27年 6月 同社取締役退任 平成27年 7月 同社取締役会技術顧問 平成28年 6月 当社取締役 副社長執行役員(開発、品質担当) (現在に至る)	619株
	【選任理由】 自動車の開発業務における豊富な経験と企業経営の実績を有しており、当社の開発部門の責任者として同部門の改革推進、経営執行の管理・監督に重要な役割を果たすことが期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。		


候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職状況	所有株式数
4	 しら し こう ぞう 白地 浩三 (昭和29年4月22日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	昭和52年 4月 三菱商事株式会社入社 平成21年 4月 同社執行役員、自動車事業本部長 平成25年 4月 同社常務執行役員、機械グループCEO 平成28年 4月 当社常務執行役員 社長補佐 平成28年 6月 当社取締役 副社長執行役員(海外事業、グローバル・アフターセールス担当) (現在に至る)	1,159株
	【選任理由】 グローバルな取引を展開する総合商社において長年にわたり自動車事業に携わってきた実績と豊富な経験、グローバルな事業経営に関する識見を当社の経営に活かすことが期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。		


候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職状況	所有株式数
5	 <p>いけや みつお 池谷 光司 (昭和32年9月27日生)</p> <p>再任</p>	<p>昭和56年4月 株式会社三菱銀行入行 平成20年4月 株式会社三菱東京UFJ銀行 執行役員 企業審査部長 平成23年5月 同行常務執行役員 大阪営業本部長 平成24年5月 同行常務執行役員 企業審査部・融資部・審査部・CIB審査部 担当 平成26年5月 同行常務執行役員 営業第一本部長 平成27年5月 同行専務執行役員 営業第一本部長 平成28年6月 当社取締役 副社長執行役員(財務、経理担当) CFO(現在に至る)</p>	619株
<p>【選任理由】 金融機関において要職を歴任した実績と豊富な業務経験、財務及び会計に関する豊富な識見を、当社の経営に活かすことが期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。</p>			


候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職状況	所有株式数
6	 <p>さか もと はる み 坂本 春生 (昭和13年4月10日生)</p> <p>再任</p> <p>社外取締役</p> <p>独立役員</p>	<p>昭和37年4月 通商産業省入省 昭和59年7月 同省大臣官房企画室長 昭和61年6月 札幌通商産業局長 昭和62年8月 株式会社第一勧業銀行顧問 平成2年5月 株式会社西友常務取締役 平成5年5月 同社代表取締役専務 平成9年5月 同社代表取締役副社長 平成9年5月 株式会社西武百貨店取締役 平成9年9月 同社代表取締役副社長 平成12年10月 財団法人2005年日本国際博覧会協会常任理事事務 総長 平成15年10月 同協会副会長 平成18年6月 財団法人流通システム開発センター会長 平成22年6月 社団法人日本ファシリティマネジメント推進協会会 長 平成24年1月 公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会会 長 平成25年6月 当社取締役兼務(現在に至る) <重要な兼職状況> テクノプロ・ホールディングス株式会社社外取締役</p>	4,269株
<p>【選任理由】 行政官や企業経営者としての豊富な経験と高い識見を有しており、その経験・識見を当社の経営に反映していただくために、引き続き社外取締役候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職状況	所有株式数
7	 <p>みや なが しゅんいち 宮永 俊一 (昭和23年4月27日生)</p> <p>再任</p> <p>社外取締役</p>	<p>昭和47年4月 三菱重工業株式会社入社 平成20年6月 同社取締役、常務執行役員 平成23年4月 同社取締役、副社長執行役員 平成25年4月 同社取締役社長 平成26年4月 同社取締役社長、CEO（現在に至る） 平成26年6月 当社取締役兼務（現在に至る）</p> <p><重要な兼職状況> 三菱重工業株式会社取締役社長、CEO</p>	3,185株
<p>【選任理由】 世界各地で事業を展開するメーカーにおいて企業経営に長年携わり豊富な経験と実績、高い識見を有しており、これらを当社の経営に反映していただくために、引き続き社外取締役候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職状況	所有株式数
8	 <p>こばやし けん 小林 健 (昭和24年2月14日生)</p> <p>再任</p> <p>社外取締役</p>	<p>昭和46年7月 三菱商事株式会社入社 平成15年4月 同社執行役員 シンガポール支店長 平成16年6月 同社執行役員 プラントプロジェクト本部長 平成18年4月 同社執行役員 船舶・交通・宇宙航空事業本部長 平成19年4月 同社常務執行役員 新産業金融事業グループCEO 平成19年6月 同社取締役 常務執行役員 新産業金融事業グループCEO 平成20年6月 同社常務執行役員 新産業金融事業グループCEO 平成22年4月 同社副社長執行役員 社長補佐 平成22年6月 同社取締役 社長 平成28年4月 同社取締役会長（現在に至る） 平成28年6月 当社取締役兼務（現在に至る）</p> <p><重要な兼職状況> 三菱商事株式会社取締役会長 日清食品ホールディングス株式会社社外取締役 三菱重工業株式会社社外取締役</p>	-株
<p>【選任理由】 グローバルな取引を展開する総合商社における経営者としての豊富な経験と実績、グローバルな事業経営に關する高い識見を有しており、これらを当社の経営に反映していただくために、引き続き社外取締役候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職状況	所有株式数
9	 <p>い さ やま たけ し 伊佐山 建志 (昭和18年3月8日生)</p> <p>新任</p> <p>社外取締役</p> <p>独立役員</p>	<p>昭和42年 4月 通商産業省入省 平成 8年 8月 同省貿易局長 平成 9年 7月 同省通商政策局長 平成10年 6月 特許庁長官 平成13年 9月 日産自動車株式会社副会長 平成19年10月 カーライルグループジャパン 会長 平成21年 5月 ルノー社外取締役 平成25年 4月 同社社外取締役退任</p>	-株
<p>【選任理由】 自動車事業における豊富な識見及び経験を有しており、当社の経営に活かすことが期待できるため、社外取締役候補者としました。</p>			

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職状況	所有株式数
10	 <p>かわ ぐち ひとし 川口 均 (昭和28年8月23日生)</p> <p>新任</p> <p>社外取締役</p>	<p>昭和51年 4月 日産自動車株式会社入社 平成17年 4月 同社専務執行役員 人事、ダイバーシティディベロップメントオフィス 担当 平成21年 4月 同社専務執行役員 渉外、知的資産管理 担当 平成28年 4月 同社専務執行役員、CSO (チーフサステナビリティ オフィサー) グローバル渉外、日本広報 コーポレートサービス 統括部、CSR 担当 (現在に至る)</p> <p><重要な兼職状況> 日産自動車株式会社専務執行役員、CSO (チーフサステナビリティ オフィサー)</p>	-株
<p>【選任理由】 自動車事業における豊富な識見及び経験を有しており、当社の経営に活かすことが期待できるため、社外取締役候補者としました。</p>			

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職状況	所有株式数
11	 <p>かるべ ひろし 軽部 博 (昭和31年4月23日生)</p> <p>新任</p> <p>社外取締役</p>	<p>昭和55年 4月 日産自動車株式会社入社 平成22年 4月 同社常務執行役員 グローバルコントローラー、経理部、グローバル資産管理部 担当 (現在に至る)</p> <p><重要な兼職状況> 日産自動車株式会社 常務執行役員</p>	-株
<p>【選任理由】 自動車事業における豊富な識見及び経験を有しており、当社の経営に活かすことが期待できるため、社外取締役候補者としました。</p>			

- (注) 1. 坂本春生氏、宮永俊一氏、小林健氏、伊佐山建志氏、川口均氏及び軽部博氏は、社外取締役候補者であります。
2. 坂本春生氏の社外取締役の在任期間は、本株主総会終結の時をもって3年6か月であります。
3. 宮永俊一氏の社外取締役の在任期間は、本株主総会終結の時をもって2年6か月であります。
4. 小林健氏の社外取締役の在任期間は、本株主総会終結の時をもって6か月であります。
5. 当社と坂本春生氏、宮永俊一氏及び小林健氏との間では、会社法第423条第1項に定める責任について、7百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合は、上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社と伊佐山建志氏、川口均氏及び軽部博氏の間では、会社法第423条第1項に定める責任について、7百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする契約を締結する予定であります。
7. 当社は、坂本春生氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
8. 当社は、伊佐山建志氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
9. 坂本春生氏、宮永俊一氏及び小林健氏が選任された平成28年6月24日開催の定時株主総会以降、当社は、国土交通省による確認試験において届出燃費値を下回った現行販売車種・類別について、新燃費値の申請を行っております。一方、国土交通省からは、検証のために当社にて行った社内試験における走行抵抗の算出方法が不正であるとの指摘を受けました。各氏は、当該指摘を受けるまでこの事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において、社内改革の実現に向け法令遵守などの視点に立った提言を行っております。当該指摘を受けた後は、当該事実の徹底した調査及び再発防止を指示するなど、その職責を果たしております。
10. 小林健氏は、現に当社の特定関係事業者（主要な取引先）である三菱商事株式会社の取締役であり、また過去5年間に同社の取締役でした。

取締役の報酬額改定及び取締役に対する株式等関連報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成4年6月26日開催の第23回定時株主総会において、月額80百万円（年額にして9.6億円）以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいておりますが、今般、経営体制の強化に資する役員報酬制度への見直しを行いたいと存じます。本見直しは、取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）について、業績との連動性を明確にもたせた報酬制度とすること、また、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めること、そして、このようなインセンティブの下で社外や海外も含めた優秀な人材の中から取締役を任命できるようにすることを目的とするものです。

具体的には、まず、従来の月例報酬に加えて、年度業績等の達成状況に応じた業績連動報酬を支給することといたします。これに伴い、取締役報酬額を従来の月額80百万円（年額にして9.6億円）以内から年額20億円以内（うち社外取締役には年額2億円以内。ただし、下記の株式等関連報酬及び使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）に増額することといたします。

また、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式若しくは新株予約権の付与のための金銭報酬又は金額が将来の株価に連動する金銭報酬（以下「株式等関連報酬」と総称します。）を支給することとしたいと存じます。これにより対象取締役に支給する株式等関連報酬の総額は、上記のインセンティブ付与、株主の皆様との価値共有及び優秀な人材の獲得という目的を踏まえて相当と考えられる金額として、前述の取締役報酬額上限年額20億円とは別枠で、年額10億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とさせていただきたいと存じます。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は10名（うち社外取締役4名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は11名（うち社外取締役6名）となります。

本議案が原案どおり承認可決されますと、当社の新取締役報酬制度の概要は以下のとおりとなります。

<新取締役報酬制度概要>

1. 月例報酬

取締役の「役割・責任」に基づき支給する報酬として、外部専門家による報酬調査の結果も参考にしつつ支給額を決定し、支給いたします。

2. 業績連動報酬（新設）

対象取締役に対して、業績等の達成状況に応じて報酬を支給することといたします。

業績等の達成状況を評価する指標は当社年度計画等の業績指標、対象取締役が管掌する部門別に定める業績指標等といたします。

3. 株式等関連報酬（新設）

対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式^(注)若しくは新株予約権の付与のための金銭報酬又は金額が将来の株価に連動する金銭報酬を支給することといたします。

(注) 「譲渡制限付株式」とは、対象取締役が、金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付して引き受ける当社の普通株式であって、対象取締役が当社との間で締結する譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）により、一定の間中は譲渡、担保権の設定その他の処分をすることが制限されているものをいいます。本割当契約においては、営業利益率等の目標の達成度合いに応じて譲渡制限が解除されるものとし、譲渡制限が解除されなかった株式については当社が無償で取得する予定です。

譲渡制限付株式の場合は3年程度の譲渡制限期間を設け、新株予約権の場合は権利行使期間の始期を付与から3年程度経過した日とし、金額が将来の株価に連動する金銭報酬の場合は3年程度の期間経過後の株価に連動して支給されるものとし、また、いずれの場合も業績目標等の達成に連動する仕組みといたします。

本議案が原案どおり承認可決された場合において、譲渡制限付株式付与のための新株発行又は新株予約権の行使に伴う新株発行を行う場合には、当社は、新株発行後の希薄化率が議決権ベースで0.5%以下となるように必要に応じて自己株式取得を行う予定です。

その他業績目標等との連動の仕組みの詳細及び本割当契約の内容につきましては、取締役会にご一任ください。

以 上

